

冷蔵設備規則

規則

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 6 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 12 月 19 日 理事会 承認

2007 年 2 月 1 日 規則第 6 号
冷蔵設備規則の一部を改正する規則

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 登録検査

2.2.1 製造中登録検査

-3.(15)を削り，(16)を(15)と改める。

附 則

1. この規則は，2007 年 2 月 1 日から施行する。
2. 2006 年 9 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

* 高速船については，1%を 3%に読み替える。